

令和2年3月27日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、イワタニ首都圏株式会社（法人番号2020001075855）、河原実業株式会社（法人番号1011801007074）、株式会社東栄商会（法人番号3010801008048）、共栄クリーンガス株式会社（法人番号7030001070792）、武蔵野瓦斯株式会社（法人番号5030001026664）、館林液化ガス株式会社（法人番号1070001021814）、伊勢崎液化株式会社（法人番号5070001013064）、越後プロパン株式会社（法人番号8110001007091）、株式会社シバヤマ（法人番号7070001012436）、首都圏瓦斯株式会社（法人番号1011001011083）、橋本産業株式会社（法人番号5010501010616）及び新潟・ハシモト・エネルギー株式会社（法人番号5110001004083）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200327 関 東 第 37 号
令 和 2 年 3 月 2 7 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年3月27日付け 20200327 関東第14号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。